

お会計 と お取消し

【キャッシュレス決済 と キャンセル規約】

越ぶらでの「運賃会計」につきましては、現金ほかに QRバーコード決済もお取扱致します(PayPay)。

当日、その場で担当乗務員が最終運行時点で、越ぶら管理社に「所要時間と運行距離」を連絡入れることにより、最終運賃を旅客にご提示致します。旅客は、現金もしくはQRバーコード決済していただくことが可能です。または、事前打ち合せ範囲内の、現地現金「現払い」(小銭釣銭の無いようご協力申し上げます)とさせていただきますので、ご了承下さい。

また、受付・請負のキャンセルにつきましては、(一般貸切旅客自動車運送約款に基づく)次の通りの『越ぶらシステムズ:キャンセル規定規約』に基づかせていただきます。

当システムズは、契約責任者が、その都合により運送契約を解除するときは、その者から、次の区分により違約料を申し受けることがあります。

次の場合とは、

1. 配車日の14日前から8日前まで 所定の運賃及び料金の20%に相当する額
2. 配車日の7日前から配車日時2 所定の運賃及び料金の30%に相当する額
3. 4時間前まで 配車日時の24時間前以降 所定の運賃及び料金の50%の相当額
4. 当日乗車後は、100%と致します
- 5 規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には適用しません。

(配車日時に旅客が乗車しない場合)

配車日時に所定の配車をした場合において、出発時刻から30分を経過しても旅客が乗車についての意思表示をしないときには、当該車両について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなします。

前項の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には、適用しません。

(運送継続拒絶の場合の適用)

旅客が規定により、運送の継続を拒絶されたときは、当該旅客について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなします。

(異常気象時等における措置)

天災その他の事由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときには、運行行程の変更、一時待機、運行の中止その他の措置を講ずることがあります。

(運賃及び料金の精算)

運行行程の変更その他の事由により当該運送に係る運賃に変更が生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃の追徴又は払戻しの措置を講じます。

(自動車の故障その他当システムズの責に帰すべき事由)

自動車の運行を中止したときは、次の区分により、運賃及び料金の払戻しをします。

(1) 目的地の一部にも到達しなかった場合 すでに収受した運賃及び料金の全額

(2) (1) 以外の場合 運行を中止した区間に係る運賃の額

その負担において前途の運送の継続又はこれに代わる相当の手段を提供した場合において、旅客がこれを利用したときには、規定は適用しません。

責任(旅客に対する責任)

当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限ります。規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、担当係員が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保)

一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

(運送に関連する経費)

ガイド料、有料道路利用料、駐車料、乗務員の実費等、当該運送に関連する費用は、契約責任者の負担となりますのでご了承下さい。

以上

【国土交通省告示】一般貸切旅客自動車運送約款に基づく

当システムズの規定規約より

管理社：ニュー交通観光株式会社

